

第5章 障害者施策を推進するための方策

1 今後取り組むべき事項

本市では、仙台市障害者保健福祉計画において、「誰もが互いに尊重し、支え合いながら、生きがいを持って、自立した生活を送ることができるまち・仙台の実現」を基本目標に掲げ、障害者施策を推進しています。

第4期計画は、仙台市障害者保健福祉計画の実施計画であり、両計画を一体的に推進する必要があることから、基本目標の実現に向け、今般の障害者を取り巻く現状をふまえ、以下のことに取り組みます。

(1) 相談支援体制の充実

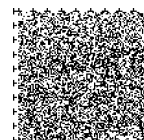
仙台市障害者自立支援協議会において、相談支援事業の運営評価などを行い、サービス等利用計画の作成の推進を図るとともに、平成27年度以降、区ごとに障害者自立支援協議会を設置し、地域におけるチーム支援の推進と支援ネットワークの拡大等を図ります。

(2) 障害による差別の解消の推進

障害者差別解消法の平成28年4月施行に合わせ、本市独自の条例を制定し、相談・紛争解決のための体制や地域における関係機関の連携の仕組みづくりを進めるとともに、市民や事業者等に対する障害理解の促進及び普及啓発等に取り組み、障害による差別の解消を推進します。

(3) 障害者虐待防止の一層の推進

障害者虐待防止法に基づき、障害者虐待に対する早期対応及び安全確保に係る取り組みを進めるとともに、虐待の未然防止及び早期発見のため、市民や関係者に対して、障害者の権利擁護についての啓発や障害に対する正しい理解の普及に取り組みます。また、複雑な課題を抱えている家庭への支援や、施設等における障害特性をふまえた適切な支援を促進するとともに、虐待の早期発見や支援のスキルアップを図るため、関係機関とのネットワークづくり等を進めます。



(4) 難病等の方々への支援の充実

平成27年1月の難病法施行による医療費助成対象疾患の拡大に伴い、障害福祉サービスにおいても対象者が拡大されることから、新たな対象者が必要な障害福祉サービス等を受けられるよう、適切な情報提供や普及啓発等に取り組みます。

(5) サービスの質の向上に向けた取り組みの推進

サービスの直接の担い手となる事業所職員等の支援技術の向上等のため、障害福祉に関する専門的な研修会の実施のほか、事業者に対する実地での指導・監査や講義形式での指導・情報提供などにより、支援者や事業者との連携を図りながら、より良質なサービスの提供に向けた取り組みを進めます。

2 障害福祉計画の達成状況の点検及び評価

第4期計画に盛り込んだ事項について、仙台市障害者保健福祉計画と併せて定期的に調査、分析及び評価を行い、達成状況を検証しながら、計画の着実な推進に努めます。

(1) 点検及び評価体制

学識経験者、当事者、障害者団体や関係機関等で構成される仙台市障害者施策推進協議会において、障害福祉計画の達成状況の点検及び評価を行います。

(2) 点検及び評価の実施方法等

国の基本的な指針等に即して、到達目標及び見込量として設定した項目について、年1回、実績を把握し、その達成状況を検証したうえで、仙台市障害者施策推進協議会に報告し、到達目標、見込量やその確保のための方策等について協議いただきながら、適宜、計画内容の点検・評価を進め、この結果に基づいて、所要の対策を検討・実施していきます。

なお、第4期計画期間中に障害者総合支援法の見直し等が行われ、それに伴い第4期計画の内容の見直しが必要となった場合には、国の方針等により見直し等を行うこととします。

